

全国瞬時警報システム

Jアラートの情報伝達試験を行います

町では災害時に備え、全国瞬時警報システムを活用した全国一斉の緊急情報伝達試験を実施します。

各ご家庭や事業所に設置しています防災行政無線戸別受信機と、町内に設置の屋外拡声器から、機械による音声で試験放送が流れます。

なお、試験放送は自動的に最大音量で放送されますのでご了承ください。

試験放送ですので放送後に何かしなければならないということはありません。

令和4年8月10日(水)
午前11時00分頃

※予告無く変更又は中止になる場合がありますので、ご了承ください。

◆ お問い合わせ先

総務財政課総務係 電話 0136-62-2511



新型コロナワクチン接種証明書をコンビニで受け取れるようになりました

新型コロナワクチン接種証明書がコンビニなどに設置された端末から取得できるようになりました。

<利用可能な事業者>

- ・株式会社セイコーマート (対象1, 162店舗)
- ・株式会社ハセガワストア (対象12店舗)
- ・株式会社タイエー (対象3店舗)
- ・株式会社道南ラルズ港町店

※株式会社セブン-イレブン・ジャパンについては、8月17日にサービス開始予定。

<利用に必要なもの>

- ・マイナンバーカード
- ・接種証明書発行料 (1通あたり120円)

<事前に確認していただく必要があること>

コンビニなどで海外用の接種証明書を取得するためには、役場窓口か新型コロナワクチン接種証明書アプリで海外用の接種証明書を取得している必要があります。アプリについては右記のQRコードからダウンロードしてください。



App Store



Google Play

<注意事項>

印刷不良を除き、発行後の返金には対応できません。

※コンビニなどの端末により、発行前にご自身で内容を確認していただくこととなりますので、接種時に交付された接種済証など接種事実が確認できる書類などをお持ちいただくと、内容の確認をスムーズに行うことができます。

新型コロナウイルス感染症予防接種証明書について詳しくは、右記のWebサイトをご覧ください。



しりべし弁護士 相談センターのご利用を

札幌弁護士会では、法律相談や事件解決の依頼を行いやすくするため、相談センターを開設しています。お気軽にご相談ください。

- ◆日程 8月10日(水) 17日(水)
24日(水) 31日(水)
9月 7日(水)
- ◆会場 岩内町高台84-3

※相談は、事前予約が必要です。

予約受付時間

平日 午前10時から午後4時まで

電話 0135-62-8373

古紙回収のお知らせ

今月の古紙回収を下記の日程で実施します。古紙は当日の午前8時30分までに玄関前に出してください。集められた新聞や雑誌は再生紙としてリサイクルされますので、種類ごとに分け、きれいに束ねてから出してください。

回収地域	回収日
六条町～政泊町の国道から山側	9日(火)
六条町～政泊町の国道から海側	16日(火)
磯谷町～樽岸町	23日(火)

◆ お問い合わせ先

町民課衛生係 電話 0136-62-2523

自衛官募集のお知らせ

◆ 受験資格

採用予定月の1日現在で、18歳以上33歳未満の者。

◆ 受付期日及び試験期日

		受付期間	試験期日
一般曹候補生(第2回)	男子	9月5日(月)まで	1次試験 9月15日(木)～17日(土)のいずれか指定する1日
	女子		2次試験 1次試験合格通知でお知らせします
自衛官候補生(第3回)	男子	9月9日(金)まで	9月23日(金)～29日(木)のいずれか指定する1日
	女子		

◆ お問い合わせ先

自衛隊札幌地方協力本部倶知安地域事務所

電話 0136-23-3540

自衛官募集相談員 中里徳男

電話 0136-62-2207

自衛官募集相談員 斉藤孝司

電話 0136-62-2070

役場担当窓口 総務財政課総務係

電話 0136-62-2511

スズメバチ被害を予防しましょう

スズメバチの活動が活発になる季節になりました。特に8月から9月はスズメバチが増え、巣を守るため攻撃的になります。

次のことに注意して、スズメバチ被害を予防しましょう。

- ・スズメバチを刺激する恐れがあるため、外出の際は香水や黒い服の着用を避ける。
- ・巣に近づいたり、ハチを追い払わない。
- ・巣に近づいてしまった場合は、ゆっくり巣から遠ざかる。
- ・巣を作りやすい壁や軒下、物置などの住宅の周りを定期的に点検する。



町では、高い所や家屋などの解体を伴う箇所についての駆除は対応できません。

また、土・日曜日や祝日などは状況によって即日対応できない場合もありますので、ご了承ください。

◆ お問い合わせ先

町民課衛生係 電話 0136-62-2523

日赤社資にご協力をお願いします

日本赤十字社では、人道と博愛の精神から、世界の平和と福祉増進のため、自然災害の救済や献血事業などの福祉活動を行っています。これらの活動は、皆さまからの社資によって運営されており、日本赤十字社寿都町分区では、毎年各町内会のご協力をいただき、社資を募集しております。

募集期間は8月から10月末までとなっておりますので、皆さまの温かいご支援をよろしくをお願いします。



◆ お問い合わせ先

町民課社会福祉係 電話 0136-62-2513

北海道原子力防災 カレンダーに掲載する 絵画を募集します

道では、泊原子力発電所周辺13町村の全戸を対象に北海道原子力防災カレンダーを配付しており、2023年のカレンダーに掲載する絵画を町内の小・中学校に在学する児童・生徒から募集します。応募いただいた絵画のうち、入選作品をカレンダーに掲載する予定です。

応募する際は、用紙の裏面に「学校名・学年・氏名（ふりがな）・住所・電話番号・作品名」を明記してください。用紙はB3又は四つ切り、使用する画材は自由です。奮ってご応募ください。



◆ テーマ

13町村のイベント・行事、四季折々の風景など

◆ 応募方法

9月2日（金）までに役場総務財政課へ持参してください。

◆ お問い合わせ先

北海道総務部危機対策局原子力安全対策課
電話 011-204-5011

密漁は絶対にやめましょう

近年、道内では悪質な密漁が横行し、特に沿岸域に生息しているアワビやナマコの被害が増えており、後志管内においても、密漁被害が後を絶ちません。

このような状況を踏まえ、令和2年12月1日施行の改正漁業法により、密漁行為に対する罰則が次のとおり強化されました。

<罰則の内容>

- 特定水産動植物（アワビ・ナマコなど）採捕の罪・密漁品流通の罪を新設
→3年以下の懲役又は3000万円以下の罰金
- 無許可操業の罪について、罰則を引き上げ
→3年以下の懲役又は300万円以下の罰金
- 漁業権侵害の罪について、罰則を引き上げ
→100万円以下の罰金

密漁は、漁業の生産活動や水産資源に深刻な影響を与える行為ですので、絶対にやめましょう。

◆ お問い合わせ先

後志総合振興局 産業振興部水産課
電話 0136-23-1394

法人道民税などの申告等を パソコンで行うことができます

エルタックスは、法人道民税や事業税・特別法人事業税など、地方税の申告や各種申請、届出をパソコンで行うことができるシステムです。

エルタックスを利用するためには、手続きが必要になりますので、詳しくは、エルタックスホームページ (<http://www.eltax.lta.go.jp/>) をご覧ください。



◆ お問い合わせ先

札幌道税事務所税務管理部課税第一課
電話 011-204-5083

食中毒を防ぎましょう

食中毒とは、食中毒菌などがついている食品を食べて、下痢、腹痛、嘔吐、発熱などの症状を起こす病気です。

毎年、カンピロバクター属菌などの食中毒菌やノロウイルスによる食中毒が発生しています。また、カンピロバクター属菌や腸管出血性大腸菌などの細菌は、家畜の腸にいたるため、肉への付着をゼロにすることは難しく、食肉の生食や、加熱が不十分な肉料理を食べたりして食中毒が発生します。特に抵抗力の弱い子どもや妊婦、高齢者は、重症となる場合があるので注意しましょう。

◆ 食中毒予防の三原則

○つけない（清潔）

トイレの後や調理を始める前は、必ず手を洗いましょう。食器やまな板などの調理器具はこまめに洗い、熱湯や消毒液で消毒することも大切です。

○ふやさない（迅速又は冷却）

細菌は10℃～65℃の温度帯で活発に増殖します。食品を買ってきたら室温に長く放置しないで、冷凍・冷蔵庫に保存するか、速やかに調理するようにしましょう。また、調理後の食品も長時間放置しないようにしましょう。

○やっつける（加熱と殺菌）

食中毒菌は熱に弱く、加熱でほとんどの菌が死んでしまいます。焼肉やバーベキューなど自分で肉を焼きながら食べる場合も十分に加熱して生焼けのまま食べないようにし、肉を焼く際に使用する箸やトングは、食べるときに使用するものと使い分けましょう。



◆ お問い合わせ先

北海道保健福祉部健康安全局 食品衛生課
電話 011-204-5260

熱中症に注意しましょう ～「熱中症警戒アラート」の活用～

8月に入り、暑さがピークを迎えます。この時期に注意しなければならないのが「熱中症」です。

熱中症は気温だけではなく、湿度や風速も関係します。屋外だけではなく、風通しの悪い工事現場、体育館、家庭の浴室など汗のかきやすい環境の影響も大きいので注意が必要です。

気象庁と環境省では、「熱中症」への注意を呼びかけるためにテレビやラジオを通して「熱中症警戒アラート」を発表しています。

また、気象庁ホームページ(<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>)や環境省のLINE公式アカウントからも確認することができます。

● 熱中症を予防するためには・・・

①暑さを避けましょう

外出する時は暑い日や時間帯を避け、涼しい服装を心がけたり、外に出る際は日傘や帽子を活用しましょう。



②こまめに水分を補給しましょう

のどが渇く前にこまめに水分補給をしましょう。

たくさん汗をかいた時は、水分と一緒に塩あめなどで塩分も摂るようにしましょう。



③マスクは状況に応じて着脱しましょう

気温と湿度が高い中でマスクをすると熱中症のリスクが高くなります。新型コロナウイルス感染に十分注意し、人との距離が確保でき、会話をしない場合など状況に応じてマスクを着脱しましょう。



◆ お問い合わせ先

札幌管区気象台 防災調査課
電話 011-611-6149